

水郡線定期利用者割引制度のご案内について

1 目的

- ・ 水郡線の維持・活性化に向けて、定期券を保有する利用者が登録店舗などで割引サービス等を受けられる制度です。
- ・ 協賛店にとっては、「駅周辺のにぎわいづくりや沿線地域の活性化」に熱心な事業者として、地域の住民などに、広くPRできるメリットがあります。

2 割引サービス等を受けられる利用者について

以下の条件をすべて満たしていることが必要です。

なお、各店舗によって、その他の条件(サービスを受けられる人数や時間など)を加えて、登録することも可能です。

- ① 水郡線の県内区間を含む通勤定期券又は通学定期券を所持していること。なお、各店舗の判断で、サービスの対象をどちらか一方に限定することも可能です。
- ② 定期券の利用期限が切れていないものであること。
- ③ 割引制度の利用者が定期券の利用者本人(又は本人を含むグループ)であること(本人確認は口頭等で実施)。

3 協賛店の店舗登録の申込について

- ・ 協賛店として登録するにあたり、申込書の提出が必要です。
- ・ 協賛店登録の申込は、茨城県の「電子申請・届出サービス」から行うことができるほか、郵送でも申し込みができます。
- ・ 登録内容の確認のため、ご担当者に連絡をさせていただく場合があります。また、審査のうえ、不適切と判断された内容は掲載できない場合があります。
- ・ 割引サービス等に伴う費用は、協賛店の負担になりますのでご了承ください。

4 協賛店へのサポートについて

- ・ 協賛店の情報は、県のホームページやチラシ等に掲載します。
- ・ 協賛店であることが一目で分かるポスターやステッカーをお届けします。

5 登録内容の変更・解除について

- ・ 登録内容が変更になる場合は、事務局までご連絡ください。なお、変更作業に時間がかかる場合がありますので、余裕をもってご連絡ください。
- ・ 登録を解除したい場合は、事務局までご連絡ください。



協賛店登録の申し込みはコチラから

茨城県水郡線利用促進会議
事務局：茨城県政策企画部交通政策課
(TEL) 029-301-2606
(Mail) kosei1@pref.ibaraki.lg.jp

【参考】水郡線の県内区間について



Suica定期券



磁気定期券

Suica 定期券、磁気定期券
イメージ